

経済産業大臣

赤澤 亮正 様

要 望 書

- 1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 2 原子力発電所立地地域の振興

令和8年4月28日

福 井 県

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項です。

第7次エネルギー基本計画では、原子力を最大限活用する方針が明記され、第6次計画に比べ、原子力の将来像が一定程度明確となりました。一方、2040年代以降、原子力の設備容量が急速に減少する見通しも示されており、2050年以降も見据えて議論を深めていくことが重要です。

核燃料サイクル、使用済燃料対策といったバックエンドプロセスについても、六ヶ所再処理工場の竣工や全国の発電所の貯蔵プールのひっ迫など多くの課題があります。

また、県民の安全・安心の確保が最優先であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要があります。

立地地域の地域振興や課題解決に向けた取組みの推進については、原子力基本法において、国の責務として明記されているところです。本県は半世紀以上にわたり、国策である原子力政策に志を持って協力しており、国はこれらの取組みの推進を一層強化し、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現する必要があります。

ついては、次に掲げた事項について、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

福井県知事 石田 嵩人

1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

(1) 原子力・エネルギー政策の実行

① 原子力政策の明確化と着実な実行

事業者の安全投資や人材確保を進めていくためにも、カーボンニュートラル実現を目指す2050年以降も見据え、将来の原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋など原子力の将来像をより明確にするとともに、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題に対して責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

② 使用済燃料対策への主体的な対応

i) 関西電力の使用済燃料対策ロードマップに基づき、事業者全体で連携して使用済燃料を確実に搬出するよう、国が前面に立って主体的に取り組むこと。

ii) 六ヶ所再処理工場の竣工目標の実現に向け、国が厳しく進捗管理を行い、政府全体として責任を持って取り組むこと。

iii) 使用済燃料対策について、再処理工場への搬入にとどまらず、搬入までの保管のあり方も含めて、国が関与する枠組みを具体化するなど、国が責任を持って取り組むこと。

IV) 全ての使用済燃料は再処理するため、湿式貯蔵、乾式貯蔵の方式を問わず、発電所内での保管は一時的なものであることについて、国が責任を持って、県民・国民に説明し理解を得ること。

③ 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性および第7次エネルギー基本計画等に示された運転期間延長、次世代革新炉の開発・設置などの原子力活用の方針、電力の安定供給等への立地地域の貢献について、電力消費地において説明を尽くすこと。

また、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

④ 運転サイクル長期化等における安全性の確認

運転サイクルの長期化や運転中保全の導入、定期検査の効率的実施について、国が事業者と十分議論の上、安全性を厳正に確認すること。

⑤ 安全対策に係る事業環境の整備

第7次エネルギー基本計画に示された方針に基づき、事業者において、既設炉の活用、次世代革新炉の開発・設置に係る安全対策への投資が十分に行えるよう、国が早急に事業環境を整備すること。

⑥ 関西電力の業務改善への対応

金品受領問題、顧客情報不正利用問題等にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

⑦ 使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、再処理技術確立に向けたフランスでの実証研究の充実を図るなど、海外の知見を十分取り入れ、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

⑧ 「もんじゅ」の廃止措置への対応

「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。また、発電設備の解体撤去等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

⑨ 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

⑩ エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

また、エネルギーに関しての情報収集、実験・検証、分析および周囲の人との意見交換など、児童生徒が行う主体的で探究的な幅広い学習活動を支援すること。

2 原子力発電所立地地域の振興

(1) 国の責務による立地地域の振興および安全安心などの課題 解決に向けた取組みの推進

原子力基本法に示された国の責務に基づき、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」において示された地域振興・課題解決に向けた取組みを進めるための十分な財源を確保するとともに、取組みが目に見えて進むよう、政府全体で早期かつ着実に取組むこと。特に避難道路については、通常の道路整備予算とは別枠で財源を確保し、地方の負担なく整備を進めること。加えて、原子力事業者に対しても、原子力基本法の趣旨にのっとり、協力する責務を果たすよう指導すること。

さらに、北陸新幹線小浜・京都ルートの早期認可・着工や、舞鶴若狭自動車道の4車線化についても、立地地域の振興や安全確保につながるものであり、政府一体となって取組みを推進すること。

(2) GX2040ビジョンの推進

GX2040 ビジョンに基づき創設されたGX戦略地域制度における地域選定においては、原子力発電など脱炭素電力のこれまでの供給実績や、今後の供給見込みを十分に踏まえること。

(3) 水素・アンモニア拠点の形成

南海トラフ巨大地震等を想定したエネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能強化を図るため、2030年以降に水素等の利用を開始する事業者も水素社会推進法における支援対象に加え、日本海側の敦賀港を中心としたエリアの水素・アンモニア供給拠点化に向けた取組みを支援すること。

(4) 嶺南Eコースト計画に基づく施策の推進

① 原子力人材の維持・強化

第7次エネルギー基本計画で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

② 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

i) 新試験研究炉の早期整備

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する試験研究炉は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉（KUR）が今月運転を終了する予定であることから、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の基盤を維持するため、早期に整備すること。

推定活断層に関する対応については、早期に調査を完了させ、出来るだけ早く設置許可申請の見込み時期と建設予定地を提示するとともに、検討状況や調査の進捗を適宜、地元丁寧に説明すること。

ii) 新試験研究炉を軸とした地域振興

新試験研究炉の整備検討に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、原子力研究・人材育成拠点としての具体的な将来像を示すとともに、この試験研究炉にしかない独自の実験装置や機能および研究炉の利用を促進するための運営・支援体制の早期具体化、地元のニーズの詳細設計への反映、若手研究者の育成に向けた教育施設の整備や産学連携の研究者教育プログラムの展開、産学の研究

機関の集積につながる分析装置共同利用体制の構築、周辺のエネルギー教育施設との連携、大学のサテライトキャンパスやレンタルオフィス、宿泊施設、研究炉と敦賀市内を結ぶ交通ネットワークなど国内外の企業や研究者が利用しやすい環境の整備について議論を深めること。

さらに、医療用ラジオアイソトープ（R I）について、国内製造拠点の多角化を図るため、新試験研究炉を活かした西日本の製造拠点化に向けた検討を行うこと。

「もんじゅ」における1,000名雇用の維持については、廃止措置着手から10年を経過した後も、試験研究炉の運転が開始されるまでの間は、十分な雇用の確保に努めること。

また、試験研究炉の整備に当たっては、できるだけ多くの地元企業が建設に携われるよう検討すること。

③ 原子力リサイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子力リサイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取組みである。

国としても、全国のリーディングプロジェクトとして位置付けられている本事業を推進するため、昨年設立したクリアランス集中処理事業を行う会社に対し、施設建設やクリアランス認可申請に向けた試験などに対する支援策の具体化を検討すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、国が責任をもって、クリアランス制度の社会定着の判断基準の明示を含めロードマップを早期に策定し、国民理解の促進に取り組むこと。

さらに、利活用に向けた国の実証事業を拡充するとともに、本県が県内企業と連携して行う普及や啓発活動等に対し支援を行うこと。

(5) 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ① 本県は7基の原子力発電所が再稼働し、電力消費地の経済活動における脱炭素化に大きく貢献している。我が国全体でGXを推進する観点から脱炭素化への貢献に即した支援が確保されるよう、原子力発電の発電実績に対する評価を高め、交付金の算定において嵩上げするよう見直すこと。
- ② 原子力発電所の運転期間延長に対する地域理解の促進や、GXビジョンに沿った原子力立地地域への企業の投資を呼び込むために、原子力立地給付金や原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業で実施されている電気料金に対する支援について、再稼働を行った発電所が立地する地域の住民や立地企業に対して、単価引き上げや電力上限の引き上げなど制度の拡充を図ること。
- ③ 運転終了から10年が経過し立地地域に対する影響緩和措置が随時終了するが、これから本格化する廃止措置を円滑に進めていくに当たって、国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ④ 「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、引き続き現在の交付水準を維持すること。

⑤ 電源立地地域対策交付金（長期発展対策交付金）について、使用済燃料貯蔵量および貯蔵能力に基づく交付額を増額するとともに、全ての使用済燃料が事業所外に搬出される日までを交付期間とすること。また、県に対しても交付するよう拡充すること。

⑥再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

（６）法人事業税に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。

また、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献しているため、ガス供給業についても同様に、現行以上の見直しを行わないこと。